

ID: 287

担当部署: 経済部 農務課 農政係

処分の概要	補助金等交付の取消し及び返還命令		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市新規就農者等に関する条例 第7条		
例 規 番 号	平成18年条例第157号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(補助金等交付の取消し及び返還)</p> <p>第7条 申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市長は、補助金等交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金等の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) 農用地等を目的外の用途に供したとき。</p> <p>(2) 農業経営を開始後7年以内に廃止したとき。</p> <p>(3) 市税を滞納したとき。</p> <p>(4) 不正行為により補助金等の交付を受けたとき。</p> <p>(5) その他交付条件に違反したとき。</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成28年8月15日	最 終 変 更 年 月 日	令和6年7月31日